

岩手県告示第52号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成21年1月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成20年12月17日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社丸一建設
 - イ 主たる営業所の所在地 一関市花泉町涌津字下原265番地1
 - ウ 代表者の氏名 佐藤とみゑ
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－18）第112号
 - (3) 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成20年12月17日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成20年12月2日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 柴田建設有限会社
 - イ 主たる営業所の所在地 二戸郡一戸町鳥越字悪戸平50番地
 - ウ 代表者の氏名 柴田繁男
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－19）第728号
 - (3) 処分の内容 大工工事業及び屋根工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成20年11月28日付けで大工工事業及び屋根工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成20年12月5日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 馬場土建
 - イ 主たる営業所の所在地 宮古市藤原一丁目9番6号
 - ウ 代表者の氏名 馬場順厚
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－19）第742号
 - (3) 処分の内容 土木工事業及びびとび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成20年12月5日付けで土木工事業及びびとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成20年12月3日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 高源機械株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 花巻市東宮野目第13地割8番地の1
 - ウ 代表者の氏名 高橋豊
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－17）第2467号
 - (3) 処分の内容 建築工事業、管工事業及び機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成20年12月3日付けで建築工事業、管工事業及び機械器具設置工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

- 5(1) 処分をした年月日 平成20年12月24日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 有限会社鈴木建設
 - イ 主たる営業所の所在地 釜石市駒木町5番24号
 - ウ 代表者の氏名 鈴木英雄
 - エ 許可番号 岩手県知事許可(般-16)第3417号
- (3) 処分の内容 造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成20年12月22日付けで、造園工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 6(1) 処分をした年月日 平成20年12月15日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 株式会社照井塗装
 - イ 主たる営業所の所在地 花巻市南川原町5番地
 - ウ 代表者の氏名 照井則夫
 - エ 許可番号 岩手県知事許可(般-18)第5622号
- (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成20年12月12日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 7(1) 処分をした年月日 平成20年12月11日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 五色組
 - イ 主たる営業所の所在地 陸前高田市高田町字栃ヶ沢11番地16
 - ウ 代表者の氏名 泉田東民
 - エ 許可番号 岩手県知事許可(般-18)第6425号
- (3) 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成20年12月10日付けで建築工事業及び大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 8(1) 処分をした年月日 平成20年12月16日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 田園ホームビルド株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市本宮四丁目1番6号
 - ウ 代表者の氏名 家中俊匡
 - エ 許可番号 岩手県知事許可(般-17)第7689号
- (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成20年12月12日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 9(1) 処分をした年月日 平成20年12月5日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 有限会社小川工務店
 - イ 主たる営業所の所在地 一関市萩荘字川崎96
 - ウ 代表者の氏名 小川三正

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-19）第8198号

(3) 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成20年12月5日付けで建築工事業及び大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

10(1) 処分をした年月日 平成20年12月24日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 虔十産業株式会社

イ 主たる営業所の所在地 花巻市星が丘二丁目20番7号

ウ 代表者の氏名 佐々木八恵子

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-19）第8224号

(3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成20年12月16日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

11(1) 処分をした年月日 平成20年12月22日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 久保昭工務店

イ 主たる営業所の所在地 花巻市四日町一丁目10番19号

ウ 代表者の氏名 久保田昭吉

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-17）第8549号

(3) 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成20年12月17日付けで建築工事業及び大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

12(1) 処分をした年月日 平成20年12月8日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 イワフジ工業株式会社

イ 主たる営業所の所在地 奥州市水沢区字桜屋敷西5番地1

ウ 代表者の氏名 西村勇夫

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-17）第9285号

(3) 処分の内容 とび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成20年12月5日付けでとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

13(1) 処分をした年月日 平成20年11月28日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社みちのく水道

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市浅岸二丁目17番37号

ウ 代表者の氏名 村上繁

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-19）第9851号

(3) 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成20年11月26日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

14(1) 処分をした年月日 平成20年12月9日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 みうら内装

イ 主たる営業所の所在地 岩手郡岩手町久保第5地割12番地125

ウ 代表者の氏名 三浦芳夫

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-15)第10097号

(3) 処分の内容 内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成20年12月8日付けで内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。